

## 輪厚地区町名・町界整備 実施計画（案）

### 1. 町名・町界整備実施区域

実施区域は、図－1に示す都市計画法第7条の規定に基づく市街化区域とする。

### 2. 町割り方式

町割りは、街かく式により行うものとする。

### 3. 基準点

図－2に示すとおり、国道36号と市道輪厚仁別線の交点とする。

### 4. 町の形状及び規模

図－1に示すとおり、東側は輪厚元町に隣接し、北側は大曲工業団地に近接した市街化区域とする、面積は約61ヘクタールの規模とする。

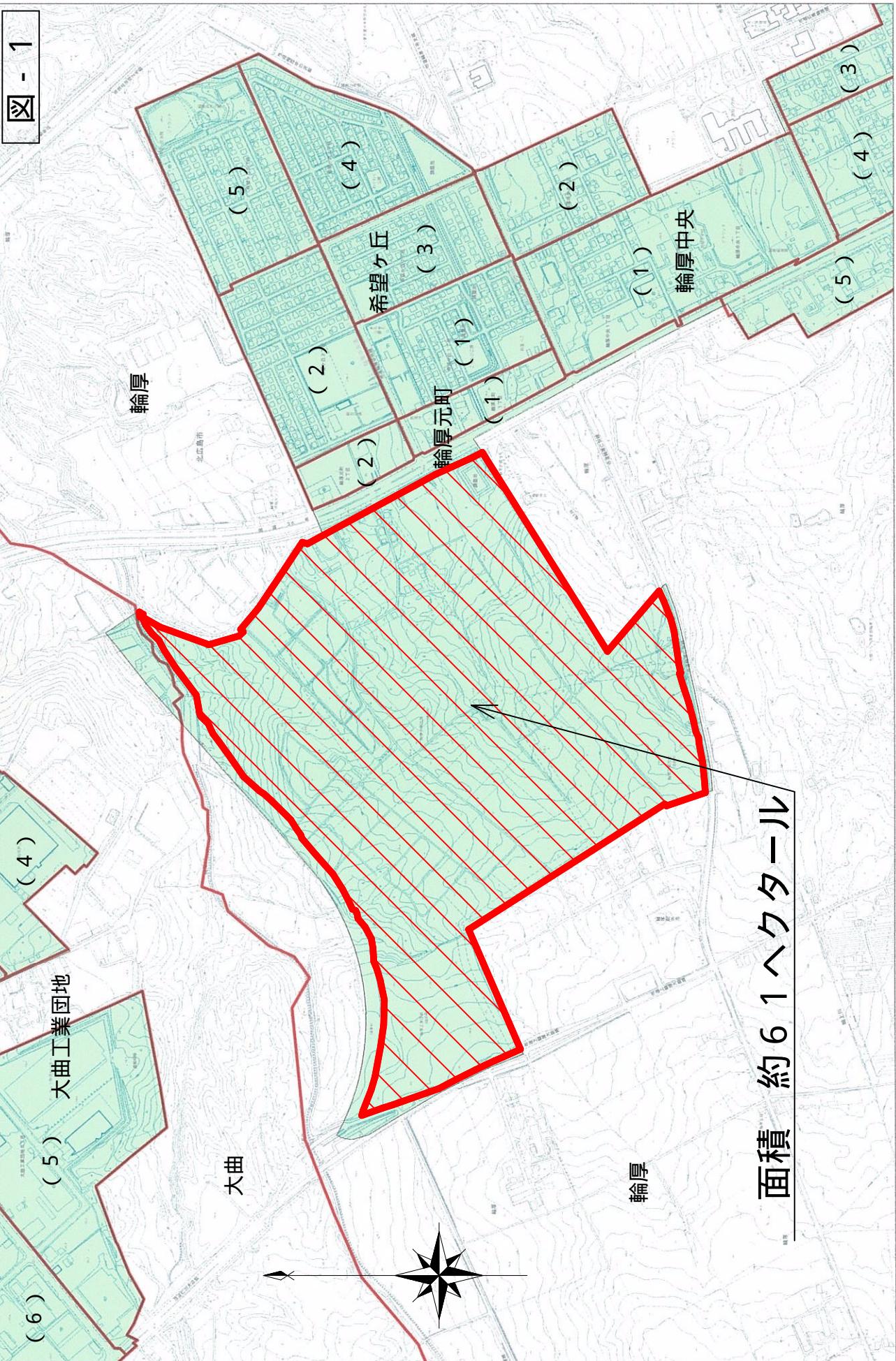
### 5. 町の名称

図－2に示すとおり、実施区域の内、新たな町名の設定は「〇〇〇1丁目～同2丁目とする。

### 6. 丁目割り

丁目割りは、基準点に近い町目を起点とし、国道36号より丁目界を定め、図－2に示すとおり1丁目から2丁目までとする。

## 輪厚地区町名・町界整備 実施区域(案)



## 基準点、町の名称及び丁目割り(案)

図 - 2

